

2021年度日本財団「子ども第三の居場所」事業募集にかかる Q&A			
番号	カテゴリ	質問	回答
1	自治体協力届出・協定書について	自治体協力届出の提出、協定書の締結は必須ですか。	必須です。
2		自治体協力届出・協定書の文言の削除・修正をすることは可能ですか。	基本的に条項そのものの削除は認められませんが、文言を具体的にするなど修正は認められる可能性がありますので、まずは変更案をご相談ください。また、協定書については、助成事業決定後に三者で改めて文言について協議、確認をいたします。
3		自治体協力届出を「区」として提出することは可能でしょうか。	可能です。様式に市と明示してありますが、区単位で生活保護や児童扶養手当の受給状況を管理しており、生活困窮世帯を含め生きづらさを抱えた子ども達の状況を把握し、アウトリーチへのご協力が可能であれば、区からのご提出で結構です。「本市」と「本区」の書き換え、公的扶助の対象児童数を「区単位」での人数としてご記入ください。
4		自治体協力届出の記4「連携・協働」とは具体的に何を示しますか。	「連携・協働」は、拠点の案内チラシの配布や支援が必要な世帯・児童をおつなぎいただくなどの児童集めの協力、専門機関や地域の支援者との連携構築のサポートが具体的な内容となります。
5		「自治体協力届出」の記4に「運営団体への対象児童の紹介等」との記載がございますが、運営団体に個人情報の提供を行うということでしょうか。	運営団体への個人情報の提供を求めるものではありません。「運営団体への対象児童の紹介等」につきましては、例えば、自治体から対象世帯への拠点案内チラシの配布や直接的な拠点の紹介などを指します。
6	申請について	株式会社等の営利法人は助成の対象になりますか。	助成対象外です。助成対象はNPO法人などの非営利団体のみとなります。詳細は募集要項の「1. 対象となる団体」をご確認ください。
7		すでに類似の活動を開始しているのですが、申請はできますか。	可能です。ただし、既存事業との区分け、費用の按分は厳密に行う必要があります。
8		放課後児童健全育成事業費等補助金で学童を運営しているNPOです。「子ども第三の居場所」の取り組みに興味があるのですが、申請は可能ですか。	可能です。例えば、学童としての運営時間終了後(平日の18時以降など)に、同じ施設内で子ども第三の居場所の「学習・生活支援モデル」または「コミュニティモデル」として事業を実施し、困難度の高い児童に対して学習支援や夕食の提供を行うなどが考えられます。
9		日本財団とは別の組織・団体からの助成事業や補助事業と重複してもよいですか。	できません。実施時間や事業内容によって、按分を行う必要があります。例えば、行政から補助金を受けて運営している民間学童の団体が子ども第三の居場所の「コミュニティモデル」の申請を行う場合について、平日(月～金)の学童終了までの時間の運営に要する費用については行政補助金の対象とし、学童終了時間以降に行う「コミュニティモデル」の運営に要する費用については、日本財団からの助成事業として会計処理を行う必要があります。
10		開設事業と運営事業を同時に申請することは可能ですか。	可能です。例えば、2021年7月から10月までの間に施設の改修を行い、2021年11月から2022年3月末までの運営を含んだ事業を一つの申請で行うことが可能です。しかし、今回募集する事業の終了日は2021年度末(2022年3月末)までですので、2022年3月末までに運営を開始できない場合は、開設事業のみとしてください。
11	申請について	大がかりな改修は行わず、什器・備品を買うだけの場合も開設事業として申請可能ですか。	可能です。ただし、備品・什器の購入総額が500万円未満の場合は、開設事業と運営事業の両方を申請するのではなく、運営事業の経費として備品・什器の購入を計上し、事業を一本化してください。
12		類似の学習支援事業をしています。「学習・生活支援モデル」として申請を行ってよろしいでしょうか。	現在、すでに学習支援事業を行政からの補助金/委託費等で運営している場合、補助金/委託費の対象外の新たな追加分(小学生低学年への対象拡大や生活支援の追加等)を助成事業として実施していただけます。
13		すでに県内複数の自治体で学習支援事業を行っております。今回の募集を機に「コミュニティモデル」を3カ所(3自治体)実施したいのですが、3カ所分まとめて開設事業と運営事業を申請することは可能でしょうか。	可能です。ただし、日本財団の助成期間終了後も継続できることが前提ですので、継続性については、継続計画書や自治体協力届出などを通して確認いたします。
14		2020年度設立団体なのですが、申請することはできますか。	可能です。その場合、提出書類とされている2019年度活動報告書や賃借対照表などの代わりに、2020年度の活動予算書など提出可能な財務諸表をご提出ください。
15		同一法人で複数の拠点を申請することはできますか。	可能です。その場合、申請書や予算書は複数拠点を一つにまとめてご提出いただけますが、拠点ごとに事業内容や内訳がわかるように記入してください。また、自治体やモデルが異なる場合、自治体協力届出は各自治体、各モデルに応じたものをご提出ください。
16	開設事業について	「自治体協力届出」は「市」としてではなく、「区」として提出することはできますか。	可能です。様式に市と明示してありますが、区単位で生活保護や児童扶養手当の受給状況を管理しており、生活困窮世帯を含め生きづらさを抱えた子ども達の状況を把握し、アウトリーチへのご協力が可能であれば、区からのご提出で結構です。「自治体協力届出」の「本市」を「本区」に書き換え、公的扶助の対象児童数を「区単位」での人数としてご記入ください。
17		これまで市民活動としてボランティアで活動してきて、現在は法人化に向け準備中ですが、申込可能ですか。	今回の募集の対象となる団体は、日本国内にて法人格を取得している非営利活動・公益事業を行う団体となりますので、申請時に法人格を有していない団体は原則対象外となりますが、申請時に法人格取得の手続きをすでに進めている(事業開始日までに法人格を取得できる)のであれば申請は可能です。法人格取得の予定、及び団体の組織体制、事業実施能力等について審査させていただきます。申請事業の助成が採択となりました場合、法人格取得後に所定の手続きを行っていただきます。
18		「常設ケアモデル」と「学習・生活支援モデル」の違いは何ですか。	両モデルの違いについては募集要項をご確認ください。スタッフ体制や開所日数・時間に応じて運営費などが異なります。なお「学習・生活支援モデル」の場合は助成期間終了後に、自治体の事業として継続するか、自主事業(自己資金などを用いて)として継続するかの2つのパターンに分かれます。
19	開設事業について	自宅(個人所有物件)の改修は可能ですか。	原則として助成対象外です。改修が必要な特別な理由がある場合は、申請書に明記してください。審査の段階で確認いたします。
20		改修のデザインに困っているのですが、改修例などはありますか。	「空間設計ハンドブック」が募集要項のページからダウンロードできるので、ご活用ください。また、具体的なご相談をいただければ、類似の事例について共有できる場合があります。
21		「事業実施ガイドブック」には、旧家屋撤去費・外構植栽工事などの付帯的工事費は対象外となっていますが、子どもの遊び場として庭などを整備する費用は助成の対象外ですか。	子どもの遊びや活動の質を向上させるためのものであれば検討できますが、助成対象となり得るか審査をいたします。
22		「事業実施ガイドブック」には土地の取得・造成費用は助成対象外とされていますが、継続性を考慮した結果、土地の取得が必要となった場合も助成対象外ですか。	助成対象外です。建物の購入費用も、同様に助成対象外です。
23		拠点対象校が複数になるのですが、開設助成金にて送迎用車両の購入は可能ですか。	可能です。拠点や小学校の立地状況などを参考に審査いたしますので、開設事業の予算書に車両購入費を記載してご提出ください。
24		開設事業に申請しようと思っているのですが、建物の解体費は助成対象ですか。	原則として助成対象外です。
25		開設事業において外壁工事を実施することは可能ですか。	原則として助成対象外です。ただし、子どもの安全や近隣との問題に関わる理由があれば申請書に明記してください。審査の段階で確認いたします。
26		現在、建築中の建物の一部負担を開設助成費から行うことは可能ですか。	助成対象外です。
27		工事完了が2021年度内に間に合わない場合でも申請できますか。	事業開始が2021年度内であれば可能です。申請時は事業終了日を3月31日に設定し、実際の終了予定時期を別途記載してください。採択後、建築状況に応じて事業期間の延長等、別途の手続きで対応いたします。また、2021年度内に工事完了が間に合わない場合、運営事業は同時に申請することができませんのでご注意ください。
28	学習支援の実施場所とは別の場所で学習・生活支援モデルを実施してもよいですか。	可能です。例えば「既存の学習支援は公民館で行っているが、週3回の学習・生活支援は団体所有の建物を改修して実施する」などが考えられます。ただし、土地や建物に対して賃料が発生する物件での事業実施は、原則として認めることができませんのでご注意ください。	

29		自宅での実施は可能ですか。	無償であれば可能です。ただし、改修・修繕などの開設事業は原則助成対象外です。また、使用にあたっての条件や合意事項を所有者と運営団体の間であらかじめ定めていただく必要があります。
30	運営事業について	現在、外国人児童生徒の学習支援と一般の子ども食堂、両方実施しておりますが、対象になり得るでしょうか。	募集要項に記載の事業要件と申請資料の提出を満たすことができれば対象となります。
31		公設で市が学童を運営しているのですが、開設時間を拡張して学習・生活支援モデルを実施することは可能ですか。	日本財団の助成事業については、自治体は対象としていないため、自治体からの助成申請はできません。日本財団と協力・連携しているブルーシー・アンド・グリーンランド財団(B&G財団)が、自治体を対象に同様の「子ども第三の居場所」事業の公募を実施しているため、そちらの募集要項などをご確認ください。
32		現在、建設中の福祉施設の一部を「コミュニティモデル」として活用することはできますか。	運営事業については申請可能です。既に建設中の施設のため、開設事業としての建築費の助成は助成対象外です。
33		運営しながら施設を改修することは可能ですか。	通常の運営に影響がない、または仮の実施場所を無料で使用できるということであれば、可能です。申請後の審査の段階で、詳細についてご相談ください。
34		物件の賃借料は助成対象内ですか。	原則として助成対象外ですが、少額であり団体の自己負担として支払いが可能など、事業の継続性に影響を及ぼさない場合は申請書に明記してください。審査の段階で確認いたします。
35		法人税は運営費の助成対象内ですか。	助成対象外です。
36		固定資産税は運営費の助成対象内ですか。	原則として助成対象外です。ただし、自治体から無償貸与される施設を開設事業として改修したことで、運営団体側に固定資産税(償却資産)の支払い義務が生じる場合は、申請書に明記してください。審査の段階で確認いたします。
37	その他	今回は申請が間に合わないのですが、今後同様の公募はありますか？	「子ども第三の居場所」は今後も拠点数の拡大を計画しており、本募集に類似した募集を行っていく予定です。ただし、次回以降の具体的な募集期間等は未定です。
38		定められた資料以外の資料を参考資料として提出することは可能ですか。	可能です。定められた申請資料の提出後、各担当者より審査に係るヒアリングがありますので、その際に担当者に追加資料の提出をお願いします。
39		開設費と運営費の記載は上限ということですか？	原則として上限です。ただし、開設費が地域の相場や物件状況などによって設定額におさまらない場合、一律で不可とするのではなく、個別に価格の妥当性を審査いたします。